

広島県告示第四百九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十二年五月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
有限会社愛・サポートセンター	福山市王子町二丁目一九番一八号	愛・サポートセンター愛・燦燦	福山市王子町二丁目一九番一八号	介護予防訪問介護	平成二十二年三月三十一日
医療法人翠清会	広島市中区昭和町八番二〇号	翠清会梶川病院訪問看護ステーション	広島市中区昭和町一二番一	介護予防訪問看護	平成二十二年四月一日
医療法人辰川会	福山市野上町二丁目八番二	ヘルパーサービス山陽	福山市野上町一丁目七番八	介護予防訪問介護	平成二十二年四月三十一日